

# 横浜高速鉄道株式会社

## ご利用になる前に必ずお読み下さい

弊社ではハンドル形電動車いすでの鉄道利用の条件を次のように定めております。

○ハンドル形電動車いすでのご利用は、ご利用になるお客さまご自身のハンドル形電動車いすが、身体障害者福祉法および児童福祉法に基づいた補装具として交付された場合、ならびに障害者自立支援法に基づく補装具費として支給された場合や障害者または障害者と同程度の障害を有するものであって介護保険制度により真に必要として判定がなされ貸与されている場合に限りです。(これまでに、補装具支給制度によりハンドル形電動車いすの交付またはハンドル形電動車いすの補装具費の支給を受け、現在は介護保険制度により貸与されている場合を含みます。)

○ご利用の際は、以下の証明書等のうち、いずれかを提示してください。

- ・ハンドル形電動車いす交付証明書
- ・補装具交付決定通知書(※1)
- ・ハンドル形電動車いすに係る補装具費支給証明書
- ・補装具費支給決定通知書(※1)
- ・身体障害者手帳(※2)
- ・ハンドル形電動車いす提供証明書

※1「決定内容欄」にハンドル形電動車いすと記載のあるものが対象となります。

※2「補装具の欄」にハンドル形電動車いすと記載のあるものが対象となります。

○弊社では、証明書等の係員への提示に加えて、ハンドル形電動車いすへ貼付する「鉄道施設利用証ステッカー」の発行を行っております。詳しくは、弊社ホームページをご覧ください。

○ご利用の申し込みは事前になされますようお願いいたします。また、ご案内に時間がかかる場合があります。ご利用にあたっては、十分な余裕を持って駅にお越しください。

○化粧室のご利用や列車内での移動がおひとりできないお客さまには、必ず介助の方がご同伴いただきますようお願いいたします。介助の方には、駅・列車内の介護や援助および緊急時の誘導などをお願いします。

○ハンドル形電動車いすでご利用いただける弊社のJR東日本線は、次にご案内している利用可能駅の各駅相互間(乗換駅を含みます)で、かつデッキのついていない車両に限りです。なお、ご利用いただける駅間であっても、混雑時や運輸上支障のある場合、または取扱時間帯によってはご利用いただけない場合があります。

○駅構内では、低速(約2km/h以下)で、十分なご注意のもと安全な運転をお願いいたします。

○鉄道施設等の利用中にハンドル形電動車いすの利用が原因で発生した事故、紛争及び器物の破損などについては、お客さまの責任にて処理していただくことし、鉄道会社は、一切責任を負いかねます。

○その他の取扱いは、旅客営業規則によります。

No.	順	利用可能駅	運用開始時期	ご利用に当たっての留意事項等
1	し	新高島		2番出口、3番出口横にエレベーターがあります
2	に	日本大通り		1番出口にエレベーターがあります。
3	は	馬車道		1a、2、4、5、6番出口にエレベーターがあります。
4	み	みなとみらい		4番出口にエレベーターがあります。
5	も	元町・中華街		2番、4番出口にエレベーターがあります。
6	よ	横浜		中央通路のエレベーターを使用し南口改札口までお越しください。